

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 出納取扱金融機関の指定【保健福祉局健康医療部地域医療課】2
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】3
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】4

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定（6件）【技術監理局契約部契約課】8
- 特定調達契約の落札者の決定【教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課】14
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告（2件）【教育委員会事務局学校支援部施設課】15

◇ 教育委員会

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】21

北九州市告示第 290 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書の規定により、北九州市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

令和 3 年 7 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 みずほ銀行	北九州支店	北九州市小倉北区京町 一丁目 4 番 17 号	令和 3 年 4 月 1 日か ら令和 4 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 2 9 1 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）第 1 4 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 2 4 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 7 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
医療法人大北内科・循環器科医院	北九州市若松区本町二丁目 1 0 番 8 号	令和 3 年 7 月 1 日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ココカラファイン薬局ビエラ小倉店	北九州市小倉北区浅野一丁目 1 番 1 号ビエラ小倉 3 F	令和 3 年 7 月 1 日
大信薬局西小倉店	北九州市小倉北区大門二丁目 1 番 4 号 G r a c e H a p i s a 西小倉 1 階 A 号室	令和 3 年 7 月 1 日
中津街道薬局	北九州市小倉南区湯川一丁目 4 番 3 号	令和 3 年 7 月 1 日
コスモス薬局永犬丸店	北九州市八幡西区八枝五丁目 4 番 2 6 号	令和 3 年 7 月 1 日

北九州市告示第 292 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 7 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 3 年 12 月 29 日から同年 3 1 日まで及び令和 4 年 1 月 3 日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	11 台	令和 3 年 6 月 10 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
J R 南小倉駅周辺地区自	6 台	令和 3 年 6	北九州市小倉南区下

転車放置禁止区域		月 2 2 日	城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 6 月 3 日	
	2 台	令和 3 年 6 月 7 日	
	2 台	令和 3 年 6 月 8 日	
	2 台	令和 3 年 6 月 1 4 日	
	2 台	令和 3 年 6 月 1 5 日	
	1 台	令和 3 年 6 月 1 6 日	
	3 台	令和 3 年 6 月 1 7 日	
	2 台	令和 3 年 6 月 1 8 日	
	1 台	令和 3 年 6 月 2 2 日	
	1 台	令和 3 年 6 月 2 4 日	
	1 台	令和 3 年 6 月 2 8 日	
	1 台	令和 3 年 6 月 3 0 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 3 年 6 月 1 日	
	2 台	令和 3 年 6 月 3 日	
	2 台	令和 3 年 6 月 9 日	
	3 台	令和 3 年 6	

		月 1 5 日	
	2 台	令和 3 年 6 月 1 7 日	
	6 台	令和 3 年 6 月 2 2 日	
	4 台	令和 3 年 6 2 8 日	
	3 台	令和 3 年 6 月 2 9 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 6 月 9 日	北九州市若松区響南 町 8 番 小石自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 6 月 1 日	北九州市八幡西区大 字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	3 台	令和 3 年 6 月 1 1 日	
	2 台	令和 3 年 6 月 2 4 日	
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 3 年 6 月 1 5 日	北九州市八幡西区長 崎町 2 番
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 0 台	令和 3 年 6 月 2 3 日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 3 年 6 月 2 1 日	北九州市八幡西区大 字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	4 台	令和 3 年 6 月 2 2 日	
	2 台	令和 3 年 6 月 2 8 日	
	4 台	令和 3 年 6 月 3 0 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	7 台	令和 3 年 6 月 1 8 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 3 年 6 月 9 日	三六自転車保管所

戸畑区自転車放置禁止区域外	1台	令和3年6月2日
	1台	令和3年6月7日
	1台	令和3年6月21日
	1台	令和3年6月28日

北九州市公告第 5 1 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 7 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
救助工作車（Ⅱ型）のシャーシ 1 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 6 月 2 4 日
- 4 落札者の名称及び住所
九州日野自動車株式会社北九州支店
北九州市小倉北区西港町 9 3 番 1 号
- 5 落札金額
1, 7 7 6 万 5, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 3 年 5 月 1 4 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第517号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年7月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
救助工作車（Ⅱ型）の架装 1台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月1日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社D r y
北九州市小倉北区白銀二丁目10番2号
- 5 落札金額
7,062万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和3年5月14日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第518号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年7月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
普通消防ポンプ自動車（CAFS付）のシャーシ 2台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年6月29日
- 4 落札者の名称及び住所
九州日野自動車株式会社北九州支店
北九州市小倉北区西港町93番1号
- 5 落札金額
2,420万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和3年5月19日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第519号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年7月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
普通消防ポンプ自動車（CAFS付）の架装 2台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月6日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社D r y
北九州市小倉北区白銀二丁目10番2号
- 5 落札金額
6,732万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和3年5月19日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第520号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年7月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
普通消防ポンプ自動車（非常備用）のシャーシ 4台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年6月29日
- 4 落札者の名称及び住所
福岡トヨタ自動車株式会社北九州本店
北九州市小倉北区貴船町2番2号
- 5 落札金額
2,939万2,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和3年5月19日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 5 2 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 7 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
普通消防ポンプ自動車（非常備用）の架装 4 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 7 月 6 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社 D r y
北九州市小倉北区白銀二丁目 1 0 番 2 号
- 5 落札金額
4, 5 3 2 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 3 年 5 月 1 9 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第522号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年7月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
令和3年度学校コンピュータ借入及び保守 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年5月28日
- 4 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
4億7,918万6,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和3年4月16日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第523号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年7月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市立学校屋内運動場バスケットゴール更新業務（その2八幡西区）
- (2) 業務の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿に記載されている等級がA又はBであること。
- (4) 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
- (5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課
 - イ 日時 この公告の日から令和3年8月20日まで（日曜日、土曜日及

び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年7月30日までに競争参加資格確認申請書を北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により令和3年8月19日正午までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎東棟8階801会議室

イ 日時 令和3年8月20日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市公告第524号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年7月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市立学校屋内運動場バスケットゴール更新業務（その3門司区）
- (2) 業務の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年2月18日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿に記載されている等級がA又はBであること。
- (4) 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
- (5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課
 - イ 日時 この公告の日から令和3年8月20日まで（日曜日、土曜日及

び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年7月30日までに競争参加資格確認申請書を北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により令和3年8月19日正午までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎東棟8階801会議室

イ 日時 令和3年8月20日午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

北九州市教育委員会
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第6号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

付則中第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

（令和3年度における特別休暇の特例）

17 令和3年度に限り、教育長が別に定める職員に対する別表第4の17の項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。

（北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（令和3年度における特別休暇の特例）

3 令和3年度に限り、教育長が別に定める会計年度任用職員等に対する別表第3の13の項の規定の適用については、同項中「あつては対象期間中」とあるのは、「あつては休暇年度の6月1日から10月31日までの間」とする。

別表第3の13の項中「あつては」の次に「対象期間中に」を加える。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第

5号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(令和3年度における特別休暇の特例)

3 令和3年度に限り、教育長が別に定める会計年度任用職員に対する別表第3の13の項の規定の適用については、同項中「あつては対象期間中」とあるのは、「あつては休暇年度の6月1日から10月31日までの間」とする。

別表第3の13の項中「あつては」の次に「対象期間中に」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。